

令和 5 年度 第 3 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 5 年 6 月 26 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 55 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 13名 欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	1	和喜田 重則		2	孝野 覚也	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	増崎 淳子	
	推進委員	児島 一義		推進委員	岡原 智恵子	
	事務局長	松本 仁志		課長補佐	尾川 勝彦	
会議の内容	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> <p>議案第 4 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等(案)の承認について</p>					

令和 5 年度第 3 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 5 年度愛南町農業委員会第 3 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 13 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 1 番、和喜田 重則委員と 2 番、孝野 覚也委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案説明の前に、取消願が提出されましたので、ご報告いたします。3 条の取消願が 2 件でございます。これは、本年 4 月の定例会で許可をいただきました、受付番号 5 番、緑乙、地目・面積は田・330 m ² で 3 条交換移転、受付番号 6 番、緑乙、地目・面積は田・189 m ² で 3 条交換移転の案件でございます。売買ではなく、交換だったため、2 件の取消願となっております。登記する前に、話がこじれたと聞いております。報告は以上です。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号 12 番、城辺甲、地目・面積は畑・159 m ² で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0aでございます。 受付番号 13 番、緑乙、地目・面積は田・121 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 885.5aでございます。なお、譲渡人のほうは成年後見人が、申請人となっております。 以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。12番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、豊田になります。譲渡人は、酒屋さんをしているということです。譲受人は、譲渡人の義理の甥にあたります。無償移転をするということです。申請地は自宅に隣接しているところです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。13番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、小学校から僧都に向かって100mほど行った所から、西柳に入っていく町道があるのですが、それを入った少しのところ。申請地は、田にはなっていますが、畑になっています。隣の土地は譲受人の土地で、今までもご本人が管理していたので、購入するという形になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意</p>

事務局	<p>見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号3番、須ノ川、地目・面積は田・191㎡でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号4番、広見、地目・面積は田・294㎡でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3番お願い致します。</p>
委員	<p>この場所は、昔の須ノ川農協から東南に約50m先にあります。見てもらったらわかるのですが、グリーンの家敷地に二階建ての家を作るということです。今までは、ここに車を置いていたので、申請地に屋根付きの駐車場を作るということで、申請されたようです。この土地は使われていなかったため草が生えています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。4番お願い致します。</p>
委員	<p>この土地は、国道から旧育苗センターに向かって入る広域農道沿いにありま</p>

	<p>す。申請地の隣や斜めにも家が建っています。上下水道も近くまできていて、宅地にするにはいい場所です。譲渡人は 90 才を過ぎ、息子さんが帰ってこられて農作業はされていますが、お父さんが亡くなった後、するかどうかは不明なところです。譲受人は、子供さんもできて家が必要になったんだろうと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 44 番は再設定で、御荘平城 4 筆、地目・面積は田・2,587 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 45 番は再設定で、御荘和口 3 筆、地目・面積は畑・5,115 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 46 番は再設定で、緑甲、地目・面積は畑・710 m²、使用貸借で生産物は果樹・野菜、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 47 番は新規で、僧都 4 筆、地目・面積は田・1,138 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 48 番は新規で、緑甲の 2 筆、緑乙 1 筆、地目・面積は田・2,775 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 49 番は新規で、上大道、地目・面積は畑・2,733 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 20 年でございます。</p> <p>受付番号 50 番は新規で、緑甲 2 筆、地目・面積は田・770 m²、畑・1,864 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p>

	<p>受付番号 51 番は新規で、緑乙 2 筆、地目・面積は田・3,516 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 52 番は新規で、緑乙 4 筆、地目・面積は田・5,139 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 53 番は新規で、緑乙 4 筆、地目・面積は田・4,565 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上 10 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、52・53 番は孝野委員が議案関係者です。退室をお願い致します。</p> <p>(孝野委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>52・53 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(孝野委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>49 番は、ほかでもしているの？</p>
事務局	<p>町内では、長月で借りている。果樹です。</p>
委員	<p>51 番の裏作だけを借りるのがあるのだが、裏作にも補助事業があるの？</p>

事務局	<p>裏作に対する補助金は、作物はブロッコリーになるのですが、反当 7,200 円です。いつまでというのはないみたいなのですが、国の補助になっているので。一応、令和 4 年度から令和 8 年度の間水張りを一度しておかないと、令和 9 年度には出ませんよ。という決まりができたということです、期間が 5 年ということですので、おそらくこの間はあるかなというところでは。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表(案)、そして、令和 5 年度最適化活動の目標設定等(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表(案)、そして、令和 5 年度最適化活動の目標設定等(案)の承認について、ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表(案)」をご覧ください。</p> <p>まず農業委員会の状況ですが、1 の農業委員会の現在の体制では、新制度の体制としまして、項目ごとの委員数等を記載しております。2 の農業・農地等の概要では、愛南町の農家戸数や、認定農業者数、耕地面積等を記載しております。これらの数字は農林業センサス等に基づいています。</p> <p>次のページをお開きください。最適化活動の実施状況です。まず、農地の集積です。③の実績、新規集約面積は 16ha で累計集積面積 356ha となり、目標の 400ha に及ばず、目標に対して期待を下回る結果となっています。</p> <p>次に、遊休農地の発生防止・解消です。令和 3 年度の遊休農地 1.2 ha はすべて解消することができましたが、新たに 0.6ha の遊休農地が発生しております。結果といたしましては、目標に対して期待を大きく上回る結果が得られました。</p> <p>次に新規参入の促進です。過去 3 年間はいずれも新規参入者は 2 経営体でしたが、令和 4 年度は 3 経営体、取得農地面積は 2.46ha となりました。目標に対して期待通りの結果が得られました。</p> <p>次のページの一番下をご覧ください。委員さんの活動日数を表したもので</p>

	<p>す。目標を月 7 日に設定しておりましたが、2/3 の委員さんが目標を達成しております。今度も活動記録簿への記入をお願いいたします。</p> <p>次のページをご覧ください。事務の実施状況です。総会は毎月 1 回、計 12 回開催いたしました。農地法第 3 条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました件数です。審議した 18 件すべて許可となりました。農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました 4 条 5 条申請に関する項目です。4 条が 4 件、5 条が 23 件、計 27 件で、こちらも審議した 27 件すべて許可相当で県に進達し、許可となっております。</p> <p>最後に違反転用への対応です。4 条 5 条申請の際に、違反転用が分かり、始末書を付けて追認許可となるケースがほとんどです。</p> <p>以上で、4 年度の点検・評価の説明を終わります。</p> <p>次に「令和 5 年度最適化活動の目標設定等(案)」です。</p> <p>まず、農業委員会の状況ですが、令和 5 年 4 月 1 日現在では、委員 1 名亡くなられたので、字数が 13 となっております。農家・農地等の概要は、先ほど説明したとおりです。</p> <p>次のページ、最適化活動の目標ですが、成果目標として 3 つあります。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進です。まず、農地の集積ですが、今年度の集積目標を、新規集積 60ha を含めまして 416ha に設定しております。次に、遊休農地の解消ですが、令和 4 年度に新たに発生した 0.6ha を解消目標面積に設定しております。次に、新規参入の促進ですが、過去 3 年間の権利移動面積の平均の 1 割ということで、6.3ha となっております。</p> <p>次に活動目標ですが、最適化活動を行う日数目標ですが、月に 7 日としております。農地の見回りがほとんどになるかと思いますが、農業者からのちょっとした相談や、関係団体などとの打ち合わせなどあれば記入してください。</p> <p>次に、活動強化月間の目標は農地パトロール関係で 1 回、新規参入相談会への参加目標も 1 回としています。活動記録簿への記入は大変だと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程宜しく願い致します。</p> <p>議長(会長) それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p> <p>議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p> <p>委員 (異議なし)</p>
--	--

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

和喜田 重則

議事録署名人

孝野 寛也